

都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（第一条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公募によらないで特定建築者となることができる者）</p> <p>第四十条の二 法第九十九条の三第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えた者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 組合の定款により施設建築物の一部（その床面積が組合及び全ての参加組合員が取得することとなる施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。）が与えられるように定められた参加組合員である者</p> <p>（公募によらないで特定建築者となることができる者等）</p> <p>第四十六条の十四 法第百十八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の三第一項の政令で定める者については第四十条の二（第三号を除く。）の規定を、法第百十八条の二十八第二項において準用する法第百四条第二項の規定による特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額の確定については第四十一条の二の規定を、法第百十八条の二十九において準用する法第九十九条の十の政令で定める公共施設については第四十条の三の規定を準用する。</p>	<p>（公募によらないで特定建築者となることができる者）</p> <p>第四十条の二 法第九十九条の三第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えた者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（公募によらないで特定建築者となることができる者等）</p> <p>第四十六条の十四 法第百十八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の三第一項の政令で定める者については第四十条の二の規定を、法第百十八条の二十八第二項において準用する法第百四条第二項の規定による特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額の確定については第四十一条の二の規定を、法第百十八条の二十九において準用する法第九十九条の十の政令で定める公共施設については第四十条の三の規定を準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（公募によらないで特定建築者となることができる者）</p> <p>第四十条 法第二百三十六条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えたものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業組合の定款により防災施設建築物の一部（その床面積が事業組合及び全ての参加組合員が取得することとなる防災施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。）が与えられるように定められた参加組合員である者</p>	<p>（公募によらないで特定建築者となることができる者）</p> <p>第四十条 法第二百三十六条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えたものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>